

第7. 請負

論点 請負契約における目的物の所有権の帰属 論司R1

A

総合 334頁
問題 第32問

論証

事例

Aは、Bから、B所有の土地上に建物を建築することを請け負った。その後、Aは、自身で材料を準備しつつ、建物を完成させた。なお、Aは、Bから、契約締結時に報酬を受け取っている。

Aは、請負契約との関係で、建物の所有権を有するか。なお、建物とその敷地は別個独立に所有権の客体となるから、Bは、土地所有権を有するからといって、建物所有権を有するわけではない。

特約がある場合はそれに従って所有権の帰属を判断する（契約自由の原則（521条2項））。特約がない場合、建物は材料の所有権が積み上げられて完成するから、加工の規定（246条）に従い、材料提供者に所有権が帰属すると解する。具体的には、請負人が材料の全部又は主要部分を提供した場合、所有権は請負人に帰属し、引渡しによって注文者に移転すると解する。しかし、代金の大半が支払われた場合、注文者が材料の原資を出しているといえる。したがって、この場合、所有権は当初から注文者に帰属するとの合意があったと推認されると解する。

●大判大3.12.26

●最判昭46.3.5